

フランス語圏西アフリカ憲法の研究-セネガルとコート・ジボワールを例に-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学短期大学 公開日: 2011-04-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中原, 精一 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/10788

〔論 説〕

フランス語圏西アフリカ憲法の研究

——セネガルとコート・ジボワールを例に——

中原 精 一

第1章 はしがき

西アフリカにはイギリス植民地であった、ガンビア、シエラレオーネ、ガーナ、ナイジェリアなどや、ポルトガル領であったカーポベルデなどがあるが、ほとんどはかつてのフランス植民地であった国々である。これらの国としてセネガル、コート・ジボワール、マリ、モーリタニア、ギニア、ブルキナ・ファソ、ニジェール、ベニンなどがある。

フランス語圏の憲法は、1957年のフランス第五共和制憲法の模倣憲法といわれている。これらの憲法の成立過程については、すでに「仏語圏アフリカ諸国憲法の成立—アフリカ諸国憲法の研究(4)」(明大短大紀要 21号, 1977年)で概略の紹介をしている。

しかし、ひとつひとつの憲法に丹念にあたっていくと、それぞれに個性的な部分を発見することができる。さらに、クーデターなどで政治・社会がおおきく変容した国では、憲法もまた変化しているのである。とくに、ここ2・3年の世界的な政治変動は、これらの憲法にも大なり小なりの影響を及ぼしている。極最近の事情については十分な検証はできないが、本稿はセネガルとコート・ジボワールの憲法を例にフランス語圏西アフリカ憲法の研究を試みたものである。いってみれば、前述論文の各論編ということになる。

ところで、フランス語圏西アフリカ憲法のうち、特にこの二つの国の憲法をとりあげたのは、つぎの理由による。まずセネガルについては、その首都ダカールがかつてフランスのアフリカ植民地政策の拠点となり、早くからフランス文化が移入され、法制においても在住するフランス人のための整備がすすんでいた。独立の際にも文人サンゴールの指導の下に、フランス法制を下敷きにした法整備が行われた。コート・ジボワールはウフェボワニの独裁政治の下で独立以来、比較的安定した政治が続ぎ、西アフリカのうちではその結果経済的にも安定・発展した国の一つである。憲法はもちろんフランスの憲法を下敷きにしており、どちらかという、セネガルよりも模倣性が強い憲法である。

なお、付記すればセネガルのダカール大学は、明治大学の姉妹校であり、大統領には明治大学より名誉博士号が贈られている。また、コート・ジボワールは、1972年と1989年の2回、私が訪れた国である。

第2章 憲法の発展

(1) セネガル憲法の発展

セネガルに、フランス法が導入されるようになったのは、1815年のパリ条約で、この地域がフランスの植民地となってからである。1830年11月のセネガル総督令は、この地にフランス民法を導入することとした。そこで、フランスでは法律で、植民地のすべての自由人に市民権を付与することにしたが、裁判所は、慣習法に支配されているアフリカ人は、フランス市民ではないとした。

1848年には法令によって総評議会が設けられたが、1848年に廃止された。1854年に Louis Faidherbe が総督に任命されてから、領土拡充と植民地行政の確立政策が採られた。1870年に、セネガルはフランス下院に代表者を送る事が許された。しかしそれは、セネガルに居住する、フランス人に認められたものであった。1879年に総評議会が再建された。1884—5

年のベルリン会議で、ヨーロッパ会議で、ヨーロッパ諸国のアフリカ分割が終わると、それぞれの国は植民地経営に本腰をいれるようになる。

フランスでは、西アフリカの植民地を統合する形の、フランス西アフリカ植民地連合（A. O. F.）を、1895年に創設した。この制度はしばしば改革されたが、第二次大戦まで基本的な機構は維持されてきた。この機構の本部は、セネガルのダカールにおかれた。

1914—8年の第一次大戦は、アフリカの植民地住民にいくぶんかの権利意識を芽生えさせた。フランスでは同化政策もあったが、1914年にセネガルの Blaise Diagne が最初のアフリカ人としてフランス議会の議員となり、1934年までその職にあった。1916年にはセネガル人を戦争に参加させる法律を制定し、そのときにダカールほかの四つの都市に住むセネガル人にフランス市民権を与えた。1925年には総評議会を市民、伝統的首長、退役軍人などによって選出される議員で、構成される事を布告した。

第二次大戦が終了して、フランスでは10月27日に第四共和制憲法が制定され、この憲法でフランス連合が創設され、アフリカ植民地の住民はすべて市民権が保障された。植民地は海外領土（overseas territories）され、フランス国民議会に代表者を送ることができるようになった。憲法と同時に制定された法律（drois-decree）では、制限された地域の政治活動に関する立法を、総評議会のあるセネガルに授権した。これらの権限には、公共財産の規制、道路建設、公共的な作業、課税などである。1947年には A. O. F. 内に、海外領土から選ばれた代表者で構成する大評議会（Grand Conseil）が設立された。また、1956年の法律でそれぞれの海外領土評議会の権限が拡大された。

1958年10月4日に制定されたフランス第五共和国は、9月28日の国民投票でセネガルによっても承認された。この憲法では、フランス共同体が創設され、海外領土に広範な権限が委ねられた。同年11月15日にセネガルは、自らの議会で自治共和国を宣言した。

1959年セネガルとフランス領スーダンが再度フランス共同体内の自治共

和国として、マリ連邦を形成して（1月17日制定の連邦憲法）、サンゴールが大統領となった。この連邦制の下で1月24日、セネガルは最初の憲法を制定した。

1960年6月20日にマリ連邦はフランスから独立し、新憲法を承認した。しかし、8月20日にはセネガルはマリ連邦を離脱し自ら独立宣言した。8月26日の法律で1959年憲法を修正した。この修正憲法では、選挙人団によって7年任期で選出される大統領と、大統領によって指名され、議会によって授権されかつ議会に責任を負う内閣総理大臣（*President du Conseil*）を置くことにした。

1962年12月に Mamadou Dia 首相のクーデター未遂事件があり、このような事件が起こらないような憲法改正の提案がなされた。翌年の3月3日に国民投票に掛けられ、7日に公布された。この憲法は大統領に強大な権限を付与するもので、議会の立法権が大きく制限された。1966年に *Union Progressiste Senegalaise* (UPS) が唯一の合法政党となった。1967年には憲法を改正して、大統領の権限強化と、国会議員の任期4年と大統領任期7年を、ともに5年とした。また、大統領に国会の解散を認めた。1968年2月25日にサンゴールは、大統領に再選された。この年の3月の憲法改正では、法律の範囲内で集会の自由を保障した。1970年の国民投票による憲法改正では、首相及び内閣の辞職に関して、国会や大統領の権限に付いて定めた。1973年の総選挙では、サンゴールが三選され議員の5分の3は現職議員が選ばれ、すべての議員が UPS に属していた。3月に9つの学校が爆破され、教員組合がストライキに入った。大統領は労働総同盟（*French Confederation Generale du Travail*）を非難し、教員組合を解散させた。1974年7月31日にセネガル民主党（PDS）が誕生し、セネガルは多党化した。これにより非合法政党の活動が活発となり、1976年の憲法改正で合法政党を3つまで認めることにした。こうして、これまでの UPS は PS と名称を変更し、PDS の他に国民民主会議（*Rassemblement national democratique, RND*）が誕生した。その後、非合法政党がいくつか

うまれたが、1978年に三党システムのもとで総選挙がおこなわれた。この選挙でサンゴールは四選され、彼の与党 PS が全議員100名のうち83名を当選させた。4月には憲法が改正されて、合法政党を4つにした。

1980年11月28日サンゴール大統領は辞任を表明した。そこで、1976年の改正憲法にしたがって、首相であった Abdou Diouf が第二代大統領となった。1981年4月24日の憲法改正で、政党の数の制限をなくし、セネガルは名実共に多党化した。そして、1983年2月26日に多党化してはじめての総選挙が行われた。13の政党と1,300名の立候補者によって、120の議席が争われた。4月には、憲法改正が提案され、1983年の改正憲法では次のような事が決められた。

大統領は議会に対してさらに強い独立が保障される。議会の議長はセネガルで第二の地位に在り、大統領事故あるときはその職務を遂行する。内閣総理大臣は廃止され、内閣は大統領の下に置かれる。大統領は新議会の開会を決定する。大統領はいくつかの法令制定権が認められる。議会は政府に対する不信任権を持ち、そのための審査委員会を設置する権限を持つ。1985年7月につの政党が合併しようとしたが、政府はこれを禁止した。1988年2月28日さらに1993年2月21日に総選挙が行われて、PS が勝利をおさめ、Abdou Diouf が大統領に再選された。

(2) コート・ジボワール憲法の発展

コート・ジボワールにフランスが入ってきたのは、1845年にこの地方の首長たちと、商業上の取決めを始めた頃からである。1887年に Louise Gustave Binger が西アフリカ一帯をフランスの支配に置き、コート・ジボワールに4つの植民地を設けた。1893年に正式に植民地となり、Binger が初代総督となった。コート・ジボワールは1904年まではフランス西アフリカ植民地連合にはいらず、フランス総督の直接の支配下に置かれた。1900年にはフランス政府が原住民に人头税を課したため、紛争が起きた。

1906年に総督となった Angoulvant は、奴隷制を廃止したり、土地の價

習法を認めたりした。1910年にはフランス政府は、それまでの間接統治を直接統治に切り替えた。1912年にはアフリカ人をフランス軍隊に編入させた。これはその後、第一次大戦で役に立つこととなったのである。と同時に一方ではアフリカ人が、民族的な目覚めの原因ともなったのである。

1945年10月21日に行われたフランス民選議会の選挙で、Felix Houphouët-Boigny が当選した。彼は、議会で植民地での強制労働の廃止法の制定に努力した。彼は1959年までフランス議会でコート・ジボワールを代表した。1946年にフランス国民は、植民地の利益を考慮した議会の提案による憲法改正を拒否した。これによってフランスは、保守派が台頭し、アフリカ人は急進化した。そして、ウフェボワニを含む5人のアフリカ人議員は、すべてのアフリカ人組織に呼び掛ける宣言を発表した。このために会議が Bamako で10月18—2日に開かれた。

この会議の目的は、全アフリカ植民地の結果による政治団体の創設であった。こうして Rassemblement Democratique Africain (RDA) が作られた。コート・ジボワールでは、その支部として Parti Democratique de la Cote d'Ivoire (PDCI) がウフェボワニによって結成された。このような背景の下でフランス本国では10月27日に第四共和制憲法が制定された。この憲法で植民地は海外領土と位置付けられ、代表者をフランス議会に送ることになった。

1947年8月29日の法律で、それぞれの海外領土から選ばれた代表で構成する AOF 大評議会 (Grand Conseil) が創設された。一方、RDA はフランス共産党と同盟し、1951年にウフェボワニは共産党と別れた。

1958年にフランス第五共和制憲法が制定された。翌年3月26日にコート・ジボワールの民選議会はこの憲法を承認した。そして、4月17日に議会の選挙が行われ、27日にはウフェボワニが首相に指名された。5月にはウフェボワニは協調会議においてニジェール、オートボルタ、ダホメーなどの指導者とともに西アフリカの協調を主張した。

コート・ジボワールは、1960年8月7日に完全な独立国となった。10月31

日に大統領制と多党制とを織り込んだ新憲法が制定された。しかし実際は、PDIC の一党支配となり、ウフェボワニが大統領となった。1963年に、高等裁判所に関する憲法改正があった（1月11日）。1964年12月8日にはそれまでの慣習法を、大きく改めた新民法が制定された。それはこれまでの、一夫多妻制や女系制を改善し、女性の社会的な役割と結婚のあり方などを近代化するものであった。1972年に西アフリカ経済共同体が創設され、コート・ジボワールもこれに参加した。1975年5月31日に憲法11条が改正され、国民議会の議長は大統領の事故があるときはその職を代行することになった。また、10月22日の25条改正では、大統領の義務は他の職務の行使と矛盾してはならないと定めた。

第3章 現行憲法の構造

(1) 政治機構

(a) 大統領制について

憲法上の大統領制は、条文で見ると限りフランス第五共和国憲法の大統領制に、基本的には倣っている。フランスの大統領は、内閣を支配し、議会解散権を持ち法案を国民投票にかける提案をする権限を持つ。これはアメリカの大統領よりも強い権限を持つ大統領といわれている。イギリス圏の大統領は、イギリス国王の代理人であった総督の地位と役割がほとんどそのまま引き継がれたので、フランス圏の国の大統領よりも、また一段と強い権限を持った大統領となっている。

アフリカの憲法で形式的にフランスの憲法に近いのは、コート・ジボワールの憲法であるので、この憲法を基本に置いて二つの憲法の大統領制を見てみよう。

コート・ジボワールの憲法では、大統領を国家元首（*Chef de l'Etat*）としている。この宣言はフランス憲法にもセネガル憲法にもないが、セネガルでも大統領が国家元首であることには変わりはない。大統領の任期は5

年であり、再選される。セネガルでは最初にフランスと同様に7年であったが、1970年の改正で5年とした（最近、再度改正されて、任期を元の7年に戻し、再選を1回限りとした—後述）。実際には、セネガルでは独立のときから1990年までサンゴールが大統領であったし、コート・ジボワールではウフェボワニが独立以来、現在でも大統領である。

大統領選出については、フランス憲法の大統領選挙は直接、普通選挙で「有効投票の絶対多数により選出される。第一次投票において絶対多数が得られない場合、二度目の日曜日に第二次投票が行われる。」（第七条）となっているが、コート・ジボワールもセネガルも二度目の投票日に違いはあるが、同様の規定を置いている（C10, S28）。大統領選挙にトラブルが起きると、フランス憲法評議院（le Conseil constitutionnel）が裁定を下すことになっている（7条）。この役割をアフリカの二つの憲法は最高裁判所に任せている（C10-4, S27）。コート・ジボワールの場合、大統領の任期が来たときだけでなく、議会の任期満了の時にも行われる（C10-3, 4）。

大統領は行政権の担当者であると同時に、立法についても議会と共に法案を提出することができる（C12, 13, S37）。大統領は法律を公布する権限を持つが、コート・ジボワールは、議会が法案を議決したのち、2週間以内にこれを公布しなければならないとしている。もし大統領がその法律の公布に不満である場合には、大統領は第二読会を要求する。そこで再度審議され、出席議員の3分の2の特別多数決で可決されれば、大統領はこれを公布しなければならない（C13）。セネガル憲法はこの手続きはない。大統領は大使、公使を認証し（C16, S40）、国の独立に影響する問題が起きたときは、特別立法を議会に提案する。このとき大統領はこのことを国民に告知し、議会を招集する（C19, S47）。コート・ジボワール憲法は、大統領を軍の最高司令官であると規定しているが（C18）、セネガルの場合は軍の最高司令官としての規定はなく、国防の最高責任者となっている（S39）。大統領は内閣のメンバーを任免する権限を持ちこれを主宰し、場合によってはその権限を内閣に委任することができる（C22, 24,

S24)。コート・ジボワールの場合には、大統領や内閣の制定する法令について、事前に最高裁判所が意見を述べたり、審査する場合のあることを規定している（C23）。このような規定はセネガルの憲法にはない。二つの憲法ともに政府の提出する法案について、国民投票を実施する権限を規定している。この場合にコート・ジボワールでは、議会の事務局の同意を必要としているが（C14）、セネガルでは議会の議長の同意と、最高裁判所の意見を聴取したうえで、国民投票にかけることにしている（S46）。

(b) 国会制度について

国会はどちらの国も一院制である（C27, S48）。イギリス圏の国では両院制の国もあるが、フランス圏の場合は、一院制はアフリカ諸国に共通の制度でもある。国会議員の選挙については、いずれも法律（loi organique）に任されている（C29, S49）。セネガルの場合は、議員数は1983年2月の総選挙以来120名である。選挙は中選挙区制と比例代表制との併用である。コート・ジボワールでは憲法上は早くから多党制であったが、実際は PDCI が独立以来議会を支配する一党制であった。議席は 147 である。1980年の改正で一つの選挙区から何人でも立候補できるようになった。コート・ジボワールの憲法では特に一条を設けて「すべての国会議員は全国民の代表である」（C35）と定めている。

国会が一院制であることや、議員の任期はいずれも五年であることを除くと、議院の諸制度は組織法で定めること（C29, S49）、不逮捕特権、発言表決の免責特権（C36, S50）、強制委任（mandat impératif）の無効性（C35）、国会議員の表決権は個人的であること（C35）、議長任期は立法期であること（C32）、議事公開、議事録の刊行（C34, S55）などは、おおむねフランス憲法の制度に倣っている。会期もフランスと同様に二期制である（C31, S52）。特別会は大統領及び議員の過半数の要求によって開かれるが、コート・ジボワールの場合には議事が終了すれば閉会となる（C32）が、セネガルの場合には15日以内と限定されている（S52）。コ

ート・ジボワールでは大統領の要請か、三分の一の議員の要請によって、秘密の委員会をもつことができる（C34）。

セネガル憲法では、国会の議院規則制定権を定めているが、この規則に定める内容は常任委員会の構成、議長を補佐する事務局、議員の懲罰、憲法で定める以外の投票方法や議会の職務に関する事項などである（S51）。フランス憲法にもコート・ジボワール憲法にも定足数の規定がないが、セネガル憲法では過半数を定足数とし、それに達しない時は会議は三日間延期される（S54）。

全体にコート・ジボワール憲法はフランス憲法に比較的忠実な規定を置いているが、セネガルは、さらに詳しくなっている。しかしフランスの制度を大きく踏み出しているという訳ではない。

議会の職務権限については、どちらの憲法もフランス憲法と同様に、「議会と政府との関係」という章を設けて、そこで規定している。セネガル憲法から見ると、まず議会は立法権を持つと規定し、その立法によって次のような諸事項を定めるとしている。市民の権利・自由にかんする事項、国籍、刑事手続き、課税、選挙制度、公共施設の設置、公務員・軍人の身分保障、企業の国有化・公企業の私企業化、国防組織、地方自治、教育、私有財産制の保障、労働問題の立法化、公務就労者の報酬の制度、財政、経済・社会計画法などである（S56）。コート・ジボワールもほぼこれに倣っている（C41）。

これらの事項は国会の議決によって成立し、大統領によって公布される。この公布までの手続きで、トラブルが起きたときに、セネガル憲法は最後の判断を最高裁判所に委ねている（S65）。宣戦布告はどちらも国会がする（C42, S59）。戒厳令については、コート・ジボワールでは内閣がこれを公布し、国会が召集される。2週間以上の期間は国会の承認が必要であるとしている（C43）。これに対して、セネガルでは、戒厳令は大統領の布告によって出される。国会は休会中であれば集会する。戒厳令の効力の期間は、国会が延期を認めない限り12日間とする（S58）。

これらのほかの事項として、それぞれの憲法に規定されているところをあげてみると、次のような規定がある。まず、コート・ジボワール憲法では、議員の法案もしくは修正案が、法律の範囲を越えていた場合には、議長はこれを提案させない（C46）。議会が予算を提出してから70日以内に議決しないときは、布告によって実施される。また、予算が年度前に成立しないときは前年度の予算を大統領は執行する（C51）。

(c) 司法制度について

フランスの憲法は、司法権についてはそっけない規定になっている。これはフランス革命以来、政府が司法権について強い不信感を抱いてきたことによる。したがって、フランス憲法では、大統領が司法権の独立を保障することになっている（G64）。コート・ジボワール憲法も同じ規定をおいている（C59-2）。しかし、「裁判は人民の名において、国の領土内で行われる」と定めている（C58）。これに対して、セネガル憲法は「司法権は立法権および行政権に対して独立である」と司法権の独立を定めている（S80）。また、司法権は憲法及び法律の定める権利と自由の擁護者である、とも規定している（S81）。裁判官がその職務にあたって法律のみに従うことは、どちらの憲法も定めている（C59-2, S80-2）。裁判官の任命は大統領がするが、そのときコート・ジボワールは、最高裁判官会議（Conseil Supérieur de la Magistrature）の助言を得て、法務大臣の指名に基づいて行われるが、セネガルでは法務大臣の指名手続きはない（C61, S80-1）。

最高裁判所について、コート・ジボワール憲法は最高裁判所が憲法部、司法部、行政部および会計部の四つの部に別れているとしている（C57）。セネガル憲法では、最高裁判所が法律や条約の違憲審査、行政と立法との衝突、行政機関の権限の濫用にたいする判断などの権限を持つ事を規定している（S82）。

どちらの憲法も、フランス憲法と同様に、大統領を弾劾することのでき

る、国会議員で構成する高等法院 (La Haute Cour de Justice) を定めている (C63-64, S85-87)。

(2) 基本的人権の保障

フランス植民地の独立国の憲法は、基本的にフランス第五共和国憲法に倣っているのです、人権条項はフランス憲法と同様にお粗末である。しかし、国によっては、かなり詳しく人権条項を織り込んでいるものもあって、必ず一律ではない。この点、政治機関の形式がほとんど例外なく、フランス憲法をなぞっていて、画一性が強く表れているのに対して、対称的ともいえるほど、国によっては違いをみせている。

本稿で取上げた二つの国のうち、コート・ジボワール憲法はフランス憲法に倣って、人権条項は章として改まったものではなく、フランス憲法の前文に倣っている。

フランス第五共和国憲法の前文は、「フランス人民は、1946年憲法前文で確認され補充された、1789年宣言によって定められたような、人権および国民主権の原則に対する愛着を厳粛に宣言する。」と定めている。

これと対比してコート・ジボワール憲法の前文を見ると、「コート・ジボワール人民は、1789年の人間および市民の権利宣言により、1948年の世界人権宣言により明確にされ、さらに、コート・ジボワール人民がこの憲法によって保障されている、民主主義の原理および人権に対する愛着を、ここに宣言する」と定めている。ここでは、フランス憲法が第四共和制憲法前文を引き合いにしているのに対して、1948年の世界人権宣言を掲げているのは、フランス人権宣言とともに国際的な普遍性がある事によると思われる。これは、イギリス植民地から独立したアフリカの国々の憲法が、1953年のヨーロッパ人権条約を下敷きにしたのと対称的である。なお、コート・ジボワール人民が、この憲法によって保障されている人権は、憲法が特に1章を設けて人権条項が列挙されているわけではない。努めて具体的な人権にかんする条項を拾いあげてみると、法律に対する国民投票権

(C4), 普通選挙権 (C5), 投票権 (C5), 法の下での平等, 信仰の保障, 差別の禁止 (以上C6), 政治活動の自由 (C7) などがフランス憲法の第3条に倣って, 第一章国家および主権の章に定められている。この他に, 第七章司法機関のところで恣意的な抑留の禁止, 無罪の推定 (C62) の条項があり, 第12章改正のところで国民投票が保障されている (C72)。

これに対して, セネガルの憲法はコート・ジボワール憲法と同様に, フランス憲法の前文を下敷きにした前文を置き, さらに第2章で6条より20条まで15か条の人権規定をもうけている。前文でコート・ジボワール憲法と違うのは, さらに次のいくつかの具体的な権利宣言をしている。政治的目的, 労働組合の自由, 人・家族及び地域社会の権利と自由, 倫理的, 宗教的自由, 私有財産権そして経済的, 社会的権利などが国民に保障されなければならないとしている。

第2章の人権条項は, 公的自由と人民, 結婚と家族, 教育, 労働の4項に分けられている。まず, 公的自由と人民の項は, 個人の尊厳と国家のこれを尊重する義務, 世界における人権・平和・正義の尊重・個性の自由な発展の権利, 罪刑法定主義・自己防衛の権利 (以上S6), 法の下での平等・男女平等, 特権の禁止 (以上S7), 表現の自由・教育を受ける権利 (S8), 結社の権利, 違法な活動の禁止 (以上S9), 通信の秘密 (S10), 移転・居住の自由 (S11), 財産権の保障・正当な保障 (S12), 住居の不可侵, 家宅捜索の手続き (以上S13) などとなっている。

つぎに, 結婚と家族の項では, 結婚・家族は社会の基礎, 家族に対する国の保護, 国および公共機関の家族に対する社会的責務 (以上S14), 親の子供を養育する権利と責任・これに対する国の責任, 青年の保護 (以上S15) などとなっている。

第三項の教育では, 国, 公共機関による子供の教育施設の義務 (S16), 公立学校の設置・宗教教育の承認 (S17), 国の監督による私立学校の設置 (S18) などとなっている。第四項の宗教と宗教社会では良心と自由な慣習の自由と宗教的な職業の保障, 宗教的制度和社会を発展させる権利,

これらの制度や社会の自治（以上 S19）などとなっている。第五項の労働では、労働の権利と就業の権利・差別のない労働・労働組合の結成と組合活動の権利・ストライキ権・労働条件の決定に参加する権利・社会法による労働条件の決定（以上 S20）などとなっている。

以上が人権の章に規定されている諸規定であるが、このほかに第六章国際条約と協定のところで、領土承認に対する住民の承諾権（S77）、第十章で憲法改正における国民投票権（S89）がある。

(3) 憲法改正

憲法改正は、フランス憲法と同様に、基本的には国民議会の議員と大統領に属する（C71, S89）。また、最終的に、国民投票で決まる事を規定しているのも、フランス憲法の場合と同様である。コート・ジボワール憲法は、改正案を4分の3の多数決で議会の審議にかけることにしている（C72-1）。そして、改正案が議会の5分の4の多数によって承認されなかった場合には、国民投票によって承認された後に憲法改正が成立するとしている（C72-2）。セネガルの場合には、フランスの場合のように、大統領が改正案を議会の手へ委ねた場合には、5分の3の多数決で、議会によって承認されるとしている（S83-3）。ふたつの憲法ともに、領土の保全と共和体制は、憲法改正の対象にはならない（C73, S89）、としているのも、フランス憲法と同様である。

第4章 法制の構造

(1) 立法手続き

セネガルの法律は、植民地法の継承されたものと、慣習法で成り立っている。まづ成文法についてみると、立法の形式には、法律（lois）、布令（decrets）、規則（ordonnances）、命令（ordres）の四つがある。法律は議会が立法権を持ち憲法がその手続きの原則を定めている。次に布令は大

統領によって、布告されるが、時に大臣にこの権限を委任する事ができる。この法律形式は、コート・ジボワールもほぼ同様である。

法律で定める範囲内の問題のほかのものに付いては、議会の権限に基いて、大統領に立法する権限を委任する事ができる。これを規則という。この規則は議会が承認すれば法律になる。しかし大統領の命令で、改正する事ができる。

それぞれの立法は、Journal Officiel de la Republique du Senegal に掲載される。これは週一回発行される官報である。法律の解釈で、議会と大統領との間で解釈が異なった時は、裁判所が判断する。憲法上最高裁判所は違憲審査権を持っている。1964年に、大統領は最高裁判所に商事事件の手続きに関して、商法のある規定の性質、および競争に関する民法のある条項の性格についてその判断を求めた。裁判所は民法および商法の手続きが、立法府に認められている列举事項に入らない以上、問題の規定は性質上調整されると判断した。一カ月後に新しいセネガルの民事手続き法が命令 (decree) によって承認された。条約や国際協定も国内法としての効力があることは憲法に定められている。

(2) 慣習法

慣習法はアフリカ諸国の法制度の重要な部分であるが、セネガルやコート・ジボワールでも同じである。

セネガルでは独立後間もなくいくつかの慣習裁判所を廃止して、裁判所の近代化と統合を図った。それでも、慣習法は法源として残した。1960年11月14日の規則 (ordonnance) で近代的な司法制度を確立すると同時に、慣習法の原則についても規定した。慣習法のうち土地に関する場合は、その土地が登録されていた場合とか、土地の取得や変更が成文法で決められている場合を除いて、これを適用する。当事者が伝統的な地位と近代法的な地位の両方を持つ場合には、成文法が適用される。さらに、裁判所は成文法か公共の秩序や個人の自由に反する場合には、慣習法を適用しない事

ができる。

訴訟当事者の両方が、慣習法の下にあったとしても、両者の了解があれば、成文法にしたがって判決する事ができる。また、ある人が全面的にも部分的にも自らの伝統的な地位を放棄した場合には、成文法が適用される。二つの慣習法のちがいに服する人達や、成文法社会と伝統社会の人々との間の紛争のような場合に、法律問題の衝突が要じた時は、成文法優先のこの規則が原則とされる。

コート・ジボワールの場合は、暗に憲法が生来の慣習を承認しているとされている。このことは憲法41条で、国民議会は、慣習が憲法の基本原理と調和していることが確認され、かつ利用されている手続きに関連した、諸規則を決定する権限を有すると定めている。しかし、法律ではこの原則を立法化していない。むしろ、コート・ジボワールの法発展の最も重要な傾向は、すべてのひとにその身分に関係なく、平等に適用できる新しい市民法の導入によって、不文の慣習法を廃止する事であった。セネガルの場合、これを身分及び経済的な義務の分野から始めたが、コート・ジボワールでは1664年に、最も慣習的要素の強い家族法、相続法の分野から手掛けることにした。それでも裁判所の適用から慣習法の原則をなくする事はできないでいる。

(3) 成文法

セネガルでは、独立と同時に植民法法の整理が始められた。植民法法はフランス法と現地慣習法とが混在していたものであった。セネガルのこの法改正作業は、フランス圏のどの国よりも進んだものであった。それは、セネガルのダカールが、フランスのアフリカ植民地の拠点となっていたという、歴史的な背景があるからという事ができよう。以下に成文法の概略について述べることにする。

まず、民事法については植民地時代にはフランス法と慣習法とが混在していたが、フランス法はほとんどフランス人のためのものであった。一

方、慣習法は不文法であるため、適用が難しく、しかもその近代化が困難であった。しかし、政府は委員会を作り、慣習法と可能な限りのフランス法を取り込んだ、新しい契約法案と身分法案を作成した。そして、1963年から1967年までの間に完成させた。この新しい法典によって、慣習法については、この法典に抵触する限りで効力を持たないと定めた。契約法に付いては、特に国との間の契約は、新たに1965年に行政契約法（Code des Obligations de l'Administration）を制定した。

身分法については、当時セネガルで効力を有していた、68の身分に関する慣習法を、フランス法を下敷きにして、近代的な身分法に切り替える作業がおこなわれた。しかしこれは契約法より難しい問題があった。契約に関する慣習法は、植民地時代でも比較的フランス法に近い部分があった。このために、新しい契約法を作るに当たってのリスクは少なかった。それでも、1967年に、政府は家族法の制定作業に入り、家族法関連法草案（Project de Loi Portant Code de la Famille）を作成した。

刑法に付いては、1966年に制定されたが、これはほぼフランス刑法の原則に添ったものとなっている。

セネガルでは1964年に私有地の法律に付いて、その改正を始めた。そのときはそれまでの慣習法による、土地所有について焦点が当てられた。植民地時代のセネガルでは、農民は地主に搾取され、呪術師による土地の支配が強かった。新しい法律では、国が土地利用について発言権を持つようにすることにあった。ところが、農民は土地所有よりも土地の利用のみ関心を持っていた。その結果、政府は土地の登録制を取り止めた。結局この法律は、国有化を進める事となった。この法律は土地利用について、地方レベルの委員会を創設した。

コート・ジボワールでは先に述べたように、1964年に8つの法律が制定された。これらの法律は、できる限り慣習法的な部分を切り離す努力をしたものとされているが、この点はアフリカ諸国の一般的傾向と同様に、切り離しは十分ではない。しかしコート・ジボワールの婚姻法は、結婚は本

人たちの同意を必要とし、21になれば両親の同意なく結婚できるとした。結婚できる年齢も定めて、男は21歳、女は18歳とした。フランスの場合と同様に、*etat civil* の係官の前での、市民としての儀式のなかで取り決められない場合には、結婚は法的効力がないものとされた。一夫多妻制は禁止した。アフリカの結婚に最も重要であった婚資制度には大きな制限を加えて違反者には処罰をもって望むこととした。

第5章 あとがき

セネガルでは、早くから政党活動は、多党化されていたし、サンゴールから現在のデュフ大統領への権限委譲も比較的スムーズに行われた。にもかかわらず、90年代にはいつてからの世界の政治的変動の波は、なお、セネガルにも押し寄せて、さらに大きな民主的改革を要求する政治活動が展開された。そしてついに、憲法改正によって選挙制度の改正が行われた。この改正によって、選挙権の年齢が21歳から19歳に引き下げられた。また、大統領の任期5年で再任に制限がなかったのを、任期7年で三選を禁止した。したがって、5年任期の議員の総選挙と、同時に行われていた大統領の選挙が、別々に行われることとなった。

コート・ジボワールは首都を大統領の生地であるヤムスクロに移すという、ウフェボワニ大統領の独裁政治が続いてきたのであるが、90年代に入って、他のアフリカ諸国と同様にまともに政治変革の波をかぶり、多党化が一気に進んで、総選挙が行われた国である。総選挙ではウフェボワニが大統領に当選したが、民主化の運動はなお続いている。

このような状況がアフリカの多くの国で起こっているのだから、憲法の事情にも目が放せない状況にある。

<参考文献>

- ・憲法条文については、Albert P. Blaustein and Gisbert H. Flanz, ed., *Constitutions of the Countries of the World*, Oceana Publication, Inc.,

- New York. の Ivory Coast (1978), Senegal (1988) の憲法成文の仏文と英文訳を使った。
- ・ P. F. Gonidec, Les Systèmes Politiques Africains, Libérierie Générale de Droit et de Jurisprudence, Paris, 1974.
 - ・ P. F. Gonidec, Les Droits Africains-Évolution et Sources, Librairie Générale de Droit et de Jurisprudence, Paris, 1976.
 - ・ Jeswald W. Salacuse, An Introduction to Law in French-Speaking Africa, Vol. 1-Africa South of the Sahara, The Michie CO., Virginia, 1969.
 - ・ Guy de Lusignan, French-Speaking Africa Since Independence, Pall Mall Press, London, 1969.
 - ・ G. Wesley Johnson, Jr., The Emergence of Black Politics in Senegal-The Struggle for Power in the Four Communes, 1900-1920, Stanford Univ. Press, U. S. A. 1971.
 - ・ 安藤勝美ほか, 「世界の議会10—アフリカ」, ぎょうせい, 1983年。
 - ・ Africa Research Bulletin-Political Series (monthly), Africa Research Limited, Oxford.
 - ・ Africa-South of the Sahara (year book), Europa Publications Limited, London.
 - ・ 「アフリカ年鑑」 アフリカ協会刊。

【追悼】

川上やまと先先の思い出について、二、三記してみたい。ずっと以前に先生からある大学の講師の話があって、お引き受けした途端に、私が大病で入院してしまった。結局、就任を取り止めて、先生にご迷惑をかけてしまったのであるが、その時に、一度も講義をしていないのに、一カ月分の手当てが届いた。返還しようとしたが、大学が受け取らないというので、家内と相談して、「貧者の一灯」の気持ちも込めて、近所の老人ホームを訪ねて寄付した。この事を先生に報告したら、大変喜ばれて、家内ともども、ほのぼのとした気持ちになったことがあった。

先生が学長の時、私は教務主任として、お手伝いをした。その後、私も学長職を勤めたが、あまりうまくいかなかった。そのとき「私には学長は

向かなかったみたいですね」といったら、「ほんと。私と同じだわね。二人ともノンビリ屋のせいかしらね」ということで、二人して大笑いになった。

「K先生お元気ですか。いまナイロビのまちは、ブーゲンビリヤの花がまっさかりです。この花は南国特有の葉っぱが赤くなる花です。ナイロビのまちは生け垣もアーケードも街路樹も、花だんもブーゲンビリヤでいっぱいです」(「アフリカの旅—ナイロビからの私信」月刊アフリカ、1974年11月号)。これは川上先生にアフリカから、私が出した手紙の書き出しである。このあと、ケニア人の性質、ナイロビ大学の事情、町並み、本屋、国会議事堂見学などの見聞記を書き綴って送ったものである。川上先生には明大アフリカ研究会のメンバーとして活躍していただいた。しかし、先生はもともとインド経済の優れた研究者であった。

私が明大社会科学研究所の所長時代に、先生はインドの研究者との共同研究を始められて、膨大な資料の整理に追われながら、研究の完成を楽しみにしておられた。その研究の完成間近かなときに逝かれた先生を思うと、悲しみもひとしおである。

先生のご冥福を、心からお祈りする。